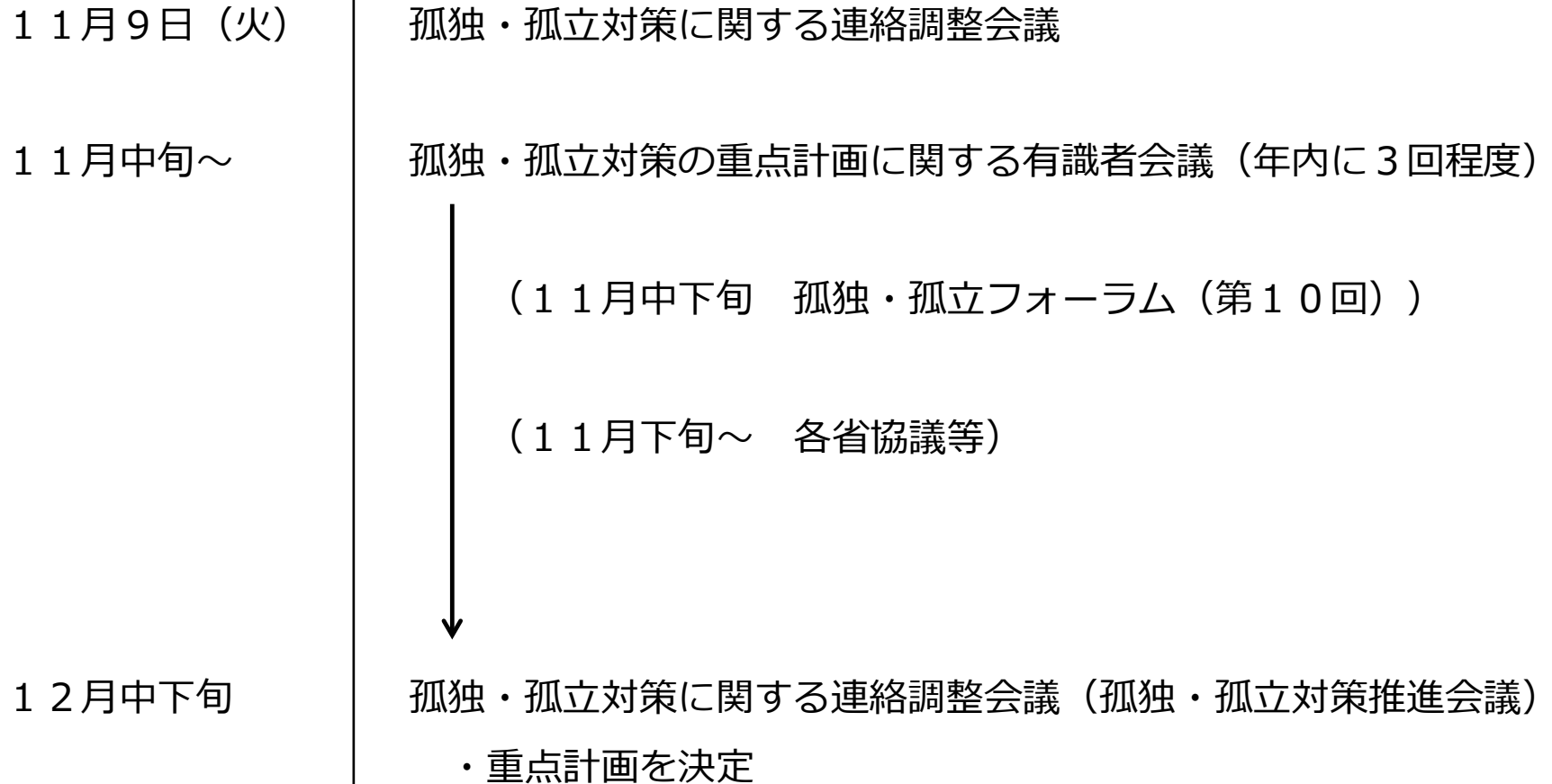


孤独・孤立対策の重点計画について

令和3年11月9日

内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立対策の重点計画 今後のスケジュール



1 孤独・孤立対策の現状

2 孤独・孤立対策の基本理念等

3 孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に陥っても支援を求める声をあげやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

4 具体的な施策 ※各施策ごとに、現状、課題、目標、対策を記載

- (1) について
孤独・孤立の実態把握、タイムリーな情報発信、スティグマ軽減に向けた取組等
- (2) について
相談体制の整備、人材育成等の支援等
- (3) について
居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、「社会的処方」の活用、
地域における包括的支援体制の推進等
- (4) について
孤独・孤立対策に取り組むNPO等へのきめ細かな支援、NPO等との対話の推進、
NPO等連携の基盤となるプラットフォームの形成支援等

參考資料

孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催について

孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催について

(令和 3 年 3 月 12 日内閣総理大臣決裁)

1. 社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、孤独・孤立対策に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

2. 連絡調整会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 孤独・孤立対策に関する事務の調整を担当する大臣

構成員 孤独・孤立対策に関する事務の調整を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣

内閣府特命担当大臣（金融）を補佐する内閣府副大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）を補佐する内閣府副大臣

復興大臣の指名する復興副大臣

総務大臣の指名する総務副大臣

法務副大臣

外務大臣の指名する外務副大臣

財務大臣の指名する財務副大臣

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣

厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣

農林水産大臣の指名する農林水産副大臣

経済産業大臣の指名する経済産業副大臣

国土交通大臣の指名する国土交通副大臣

環境大臣の指名する環境副大臣

防衛副大臣

警察庁次長

3. 連絡調整会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（4）セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

（孤独・孤立対策）

孤独・孤立対策については、電話・SNS相談の24時間対応の推進や人材育成等の支援、居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信、いわゆる「社会的処方」の活用、支援を求める声を上げやすい社会の構築、孤独・孤立の実態把握の全国調査とPDCAの取組を推進する。これらを含め、関連する分野・施策との連携に留意しつつ、**孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめ**、安定的・継続的に支援する。特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援や政策立案に当たってのNPO等との対話を推進する。また、ひきこもり支援について、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進する。こうした官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関、NPO等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の気運醸成を図りつつ、官民一体で取組を推進する。